

牟岐町いじめ防止基本方針
(改定版)

平成30年3月

牟岐町教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

国は、いじめ防止対策推進法を平成25年9月に施行し、いじめの防止等のための基本的な方針を同年10月に策定した。さらに、いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後、3年を目安として検討が加えられ、平成29年3月、国の基本方針が改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがなされた。

これを受けて、牟岐町でも、いじめ防止基本方針を、国や県の基本方針を参酌しながら、学校、家庭、地域が一体となって、本町におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために改定するものである。

1. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

この基本方針において「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念（「国の基本方針」より）

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することもないよう、いじめ防止の対策は、いじめが、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童・生徒が十分理解できるようにすることことを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家族、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的な

いじめ問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点
が重要であり、全ての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関
係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、
関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。このため、学校の教育活動全
体を通じ、全ての児童・生徒に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、
児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの
人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが
必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児
童・生徒のささいな変化に気づく力を高めていくことが必要である。ささいな兆候であ
っても、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめ
を隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童・生徒やいじめを
知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童・生徒に対して
事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、
家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。こ
のため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深
めておくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭
との連携が必要である。PTA や地域団体等と学校関係者が、いじめの問題について協
議する場を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会等を活用するなど、いじめ問題
について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、
その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談
所、民生委員、人権擁護委員）との適切な連携が必要である。日頃から、学校や教育委
員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築して
おくことが必要である。

4. いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

(1) 町教育委員会における取り組み

①いじめ防止等の取り組みに関して定期的開催される校長会や学校訪問等を通じて各学校のいじめ発生状況や対応状況を把握・点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取り組みの充実を促すなど、適切に指導・助言する。

②いじめ防止のための対策の充実に向け、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育相談員などの配置に努める。

③いじめ防止のための取り組みが適切に行われるよう、校内研修の計画の作成や内容の見直し等、教職員研修の充実を通じて教職員の資質向上を図る。

④児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る取り組みを促す。

⑤特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう、指導・助言を行う。

⑥携帯電話やスマートフォン等の正しい利用方法やインターネット機器の持つ危険性について、児童・生徒の発達段階に応じて、理解させる情報モラル教育の充実を図る。

⑦いじめ問題への取り組みの重要性について、学校と連携し、町民全体に認識を広め、学校、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及・啓発に努める。また、既存の「町青少年健全育成協議会」「町青少年健全育成センター」「子どもを非行から守る会」等、関係機関との連携を密にし、児童・生徒のいじめ問題行動の対応を図る。

⑧学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価・教員評価の項目に位置づける取り組みを推進し、必要に応じて、指導・助言する。

(2) 学校における取り組み

①学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県のいじめ防止基本方針や牟岐町いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

また、学校いじめ防止基本方針の内容について、ホームページ等で公表したり、入学式等で説明し、児童・生徒、保護者、地域住民の理解と協力が得られる体制づくりに努める。

②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含めた複数の教職員から構成し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉等に関する専門家が参加した、いじめ防止等の対策のための組織を置く。

③学校におけるいじめの防止等に関する措置

○全ての児童・生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。そのため、児童・生徒が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で学習や学校行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

○学校の教育活動全体を通して、児童・生徒が活躍でき、他人の役に立っていると感じることができる機会を提供し、児童・生徒の自己有用感や肯定感が高められるよう努める。

○インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは、いじめであり、決して許されない行為であることを児童・生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。

○家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて、警察、児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。また、PTA、地域の関係団体などとともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進める。

○いじめは、教職員が気づきにくい形で行われることがことが多いことを認識し、ささいな兆候を見過ごさず、積極的に認知する。そのため、日頃から児童・生徒の見守り、信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す変化やサインを見逃さないよう

にする。併せて定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見を図る。

○教職員は、いじめの発見や通報を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。また、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

関係する児童・生徒の保護者には、子どものよりよい成長と再発防止の観点から、指導への理解及び協力を要請し、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

○発達障害を含む、障害のある児童・生徒等、特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を密にし、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行う。

○学校は、自校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。また、教員評価の項目にも位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。

○重大事態への対応

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると判断される場合には、直ちに町教育委員会に報告する。

また、学校が調査主体になるときは、自校の「重大事態マニュアル」に従って迅速かつ丁寧な調査を行う。

「重大事態」の定義

- 一 いじめにより当該学校等に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校等に在籍する児童等が相当の期間学校等を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

* 「いじめ防止対策推進法」

5. 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の報告

○町教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、速やかに町長に報告する。

(2) 調査主体

○町教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするのかについて判断する。

○学校が主体となって調査する場合は、学校設置の「いじめ防止等の対策のための組織」に、必要に応じて学校以外の構成員を加えるなど、事実確認を明確にするための調査を実施する。調査の実施にあたっては、町教育委員会と連携して行うものとする。

町教育委員会が主体となる調査は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童・生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に行う。調査組織については、事案の特性や被害保護者の要望等を勘案し、公平性・中立性が確保された適切な構成員による組織を、速やかに設置し、調査を行うものとする。（重大事態への対応マニュアル参照）

なお、調査結果は、町長、県教育委員会に報告する。

(3) 町長による再調査

○重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止の必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

○町長は、再調査を行った場合は、その結果を町議会に報告する。また、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処、防止のための必要な措置を講ずる。

6. その他留意事項

○町は、住民、関係者に広く理解・協力を得るため、いじめ防止基本方針の公表を行う。